

第 5 章 メーター

第 1 節 メーター

- 1 給水量は、市のメーターにより計量する。【条例第 18 条第 1 項】
- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。【条例第 18 条第 2 項】
- 3 給水装置に設置するメーターは、水道の利用者又は管理人若しくは所有者に貸与保管させる。【条例第 19 条第 1 項】
- 4 水道利用者等は、最善の注意をもってメーターを管理しなければならない。
【条例第 19 条第 2 項】
- 5 貸与を受けた者が、管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。【条例第 19 条第 3 項】

- 1 メーターの出庫は、原則として竣工検査が完了した後に行う。
- 2 給水装置工事申し込みに伴う、しゅん工時のメーター取付は、申込人との取付時期等の連絡調整のため、給水装置工事の一環として指定工事業者で行う。ただし、管理者が行うメーター定期取替等のメーター取付はこの限りでない。

第 2 節 メーターの設置基準

メーターは、原則として 1 給水装置に 1 個を設置する。

- 1 1 つの建築物ごとに 1 個のメーターを設置することを原則とする。ただし、下記「5 メーターの設置例」は除く。
- 2 同一敷地内で同じ目的に使用されるものについては、建築物の棟数に関係なく 1 個のメーターを設置する。
- 3 1 つの建築物であっても構造上又は利用上独立して使用される区画に給水装置を設ける場合は、それぞれに 1 個のメーターを設置する。
- 4 統合工事
同一敷地内の住宅又は事業所で既に数個のメーターが設置されているものは、改造工事を行うときに、メーターの統合もあわせて考慮すること。
- 5 メーターの設置例
下記の（１）～（５）に該当する集合住宅等で、1 階に水道メーターを 2 個以上設置する場合は、複式メーターユニットで施工すること。
 - （１）集合住宅、雑居ビル、業務用テナントビル、混合ビル（下駄履き住宅）
直結給水方式で 1 建物内部が、構造上又は利用上独立して使用される区画に分けられている場合、用途、階に関係なく区画ごとにメーターを設置することができる。
なお、共同トイレ等の共同施設に係る水栓設備には全体で 1 個のメーターを設置することができる。
 - （２）店舗つき住宅
同一建物で生活の本拠として居住するとともに、事業を営む建物の給水装置について、構造上又は利用上独立して使用される区画に分けられている場合は、居住区画と事業区画のそれぞれにメーターを設置することができる。
 - （３）学生寮、会社寮、高齢者向けケア付マンション等
独立した区画で部屋ごとに給水装置が引き込まれ、各部屋に少なくとも台所、トイレ等の 2 点がある場合は、部屋ごとにメーターを設置することができる。

(4) 二世帯住宅

構造上独立していない1棟の建物でも、生活の本拠として各戸が世帯単位に必要な機能を有する（台所、トイレ、フロ等の3点）二世帯住宅は2個のメーターを設置することができる。また、三世帯住宅も同様とする。その際の引き込み口径及びメーター口径等の口径決定は、P9を参照すること。

(5) 工場、官庁、学校、病院等

構造上又は利用上独立して使用される建物や区画について、事業主体が異なる施設、例えば、別の事業者が経営する食堂敷地内の別企業の建物等がある場合は、それぞれにメーターを設置することができる。

(6) 貯水槽給水方式

①集合住宅

全体で1個のメーター（親メーター）を設置する。ただし、水道使用者等の希望により、各戸検針・徴収制度（後述P81）がある。

親メーター検針の場合は、散水栓用として、別のメーターを親メーターの1次側に設置することができる。各戸検針の場合は、非常用給水栓用として、別のメーターを設置しなければならない。

②業務専用ビル、雑居ビル、業務テナントビル

建物全体で1個のメーター（親メーター）を設置する。

③混合ビル

原則として、住宅用専用タンクと業務用専用タンクを設置し、それぞれにメーター（親メーター）を設置する。

(7) 直結直圧給水方式

散水栓用として、別のメーターを設置することができる。

(8) 直結増圧給水方式

非常用給水栓用として、別のメーターを設置すること。

第3節 メーターの設置場所

- 1 メーターの設置場所は、当該給水装置所有者等の敷地内で配（給）水管から分岐して設置した止水栓に最も近い屋外とし、道路又は通路から直接容易に検針、点検及び取替え等、維持管理に支障のない場所としなければならない。
- 2 メーターは、湿気が多く、排水が良くない場所、物置・車庫等の暗い場所や諸物の置かれやすい場所及び浄化槽、汚水桝、ゴミステーション等で、メーターの汚染、埋没等の恐れのある場所に設置してはならない。
- 3 店舗等の場合で、営業時には陳列棚その他商品等の下になる恐れのある場所に設置してはならない。
- 4 私道（進入路）又は敷地内であっても、車両等の重量物の通行する場所や通行の恐れのある場所に設置してはならない。

第4節 メーターの設置方法等

- 1 メーターは、原則として給水管と同口径とし、給水栓より低位置に、かつ、水平に設置しなければならない。
- 2 メーターは直読方式とする。
- 3 メーターを地中に設置する場合は、鋳鉄製、プラスチック製等のメーター室に入れるこ

- と。また、メーター取り外し時の戻り水による汚染の防止について考慮すること。
- 4 メーター室の蓋は黒色を標準とする。
 - 5 メーターの設置に当たっては、メーターに表示されている流水方向の矢印を確認した上で水平に取り付けること。また、メーターの器種によっては、メーター前後に所定の直管部を確保するなど、計量に支障を生じないようにすること。
 - 6 口径13mm～40mmのメーターを設置する場合は、メーター室内の一次側にメーター直結止水栓を設置し、前後の配管は口径13mm～25mmはユニオン付フレキシブル継手とする。
口径40mmの前後の配管は伸縮可とう継ぎ手（メーター用）を使用し、H I V P管又はビニールライニング鋼管とする。
 - 7 口径40mm以上のメーター装置は逆止弁内蔵型のメーターバイパスユニット装置とする。ただし、75mmのメーターは装置の2次側に逆止弁を設置する方法も可とする。なお、口径40mm以上のメーターにおいては、貯水槽水道へ流入する場合は省略することができる。
 - 8 数個のメーターを並べて設置する場合は、メーター下流で交差がないよう配管を考慮すること。また、メーターボックス内に水栓番号及び部屋番号を明示すること。
 - 9 集合住宅等のメーター装置は、メーターユニット式もしくは複式メーターユニット式（直結直圧のみ）とする。
 - 10 口径100mm以上のメーターを設置する場合は、メーターの両端にソフトシール仕切弁を設置し、前後の配管はビニールライニング鋼管又はダクタイル鋳鉄管とし、フランジ継手を使用する。

第5節 メーター室

- 1 口径25mm以下のメーター室の標準は、図5-1-1口径13mm～25mmのメーター室標準図のとおりとし、口径40mmのメーター室は、図5-1-2口径40mmメーター室標準図のとおりとする。メーター室に使用する材質は、合成樹脂製、FRP製又はダクタイル鋳鉄製とする。
- 2 口径40mm～75mmのメーターバイパスユニット装置は、検針が容易に出来るように小窓付の蓋とする。メーター室に使用する材料は、ダクタイル鋳鉄製とする。
- 3 口径100mm以上のメーター室の標準は、図5-2口径100mm以上のメーター室標準図のとおりとし、メーター室に使用する材質は、鉄筋コンクリート製、レジンコンクリート製とする。なお、人や車両の通行などに危険のない場所はコンクリートブロック積のメーター室としてもよい。メーター室には、ダクタイル鋳鉄製、鋼板製の蓋を設置すること。なお、人や車両の通行などに危険のない場所は、鋳鉄製の蓋としてもよい。

図 5 - 1 - 1 口径 13mm～25mm のメーター室標準図

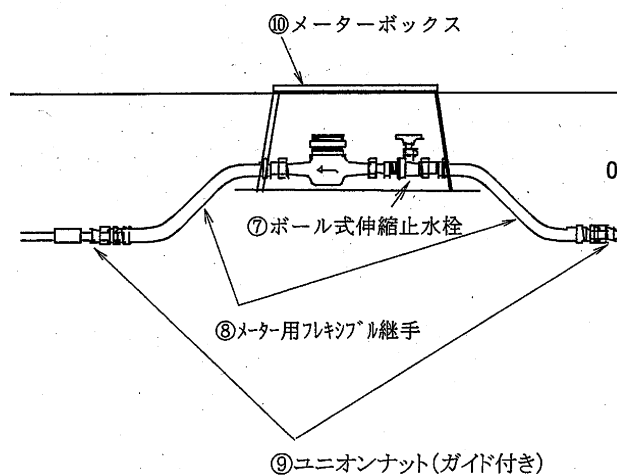
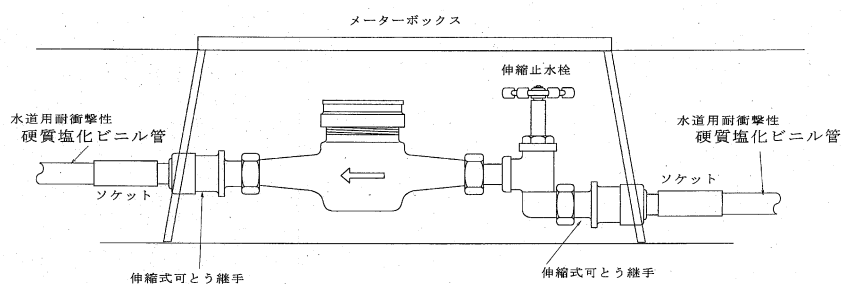


図 5 - 1 - 2 口径 40mm のメーター室標準図

40mmメーター装置詳細図

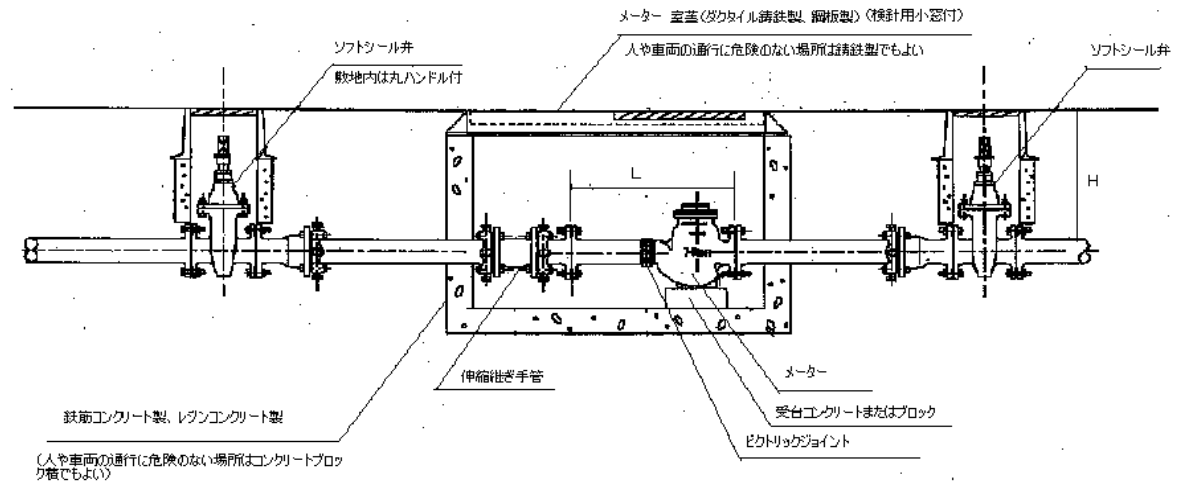


口径 13～40mm メーター寸法表 単位 mm

口 径	メーター長さ	メーター据付深度
	(L)	(H)
13	100	100
20	190	110
25	210	150
40	245	170 (320)

() はメーターバイパスユニット

図 5 - 2 口径 100 mm 以上のメーター室標準図



口径 50 ～ 150 mm メーター寸法表		単位 mm
口 径	メーター長さ	メーター据付深度
	(L)	(H)
50	560 (245)	500 (400)
75	630 (300)	600 (500)
100	750	600
150	1000	700

() はメーターバイパスユニット

第 6 節 維持管理

メーターの管理は、常に正確な計量が行えるよう使用者等が注意をもって行うこと。又、メーターに異常を感じた時は、直ちに管理者に届け出なければならない。

第 7 節 禁止行為

- 1 使用者等において、メーターの取外し、取替え等をしてはならない。
- 2 メーターを破損させてはならない。
- 3 メーターボックスの上に物を置くなどして、検針及び点検等の支障となるようなことをしてはならない。
- 4 メーターは申込地以外の敷地へ管理者の許可なく移動してはならない。